（広域景観協議会）

第七条の三　都道府県は、一の市町村の区域を超え、かつ、一体の景観を形成する区域において、全体として調和した良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、当該都道府県及び関係市町村により構成される広域景観協議会（以下この条において「広域協議会」という。）を組織することができる。

2　市町村である景観行政団体は、広域協議会が組織されていないときは、都道府県に対して、広域協議会を組織するよう要請することができる。

3　前項の規定による要請を受けた都道府県は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

4　広域協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

5　第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、広域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、広域協議会の運営に関し必要な事項は、広域協議会が定める。

第八条第二項第四号中ホをヘとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　人口又は来訪者の減少による活力の低下、建造物（これと一体となって景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の老朽化等により良好な景観が損なわれている区域（景観計画区域内にあるものに限る。）において、所有者に代わって行う建造物の改修、管理及び活用により、当該区域内の良好な景観を再生する事業（以下「景観再生事業」という。）の実施に関する事項

第八条第十一項中「第二項第四号ホ」を「第二項第四号ヘ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二項第四号ニ」を「第二項第四号ホ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二項第四号ロ及びハ」を「第二項第四号ハ及びニ」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第十項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の二項を加える。

5　第二項第四号ロに掲げる事項には、国土交通大臣が定める指針に従い、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　景観再生事業の実施区域

二　前号の区域ごとの事業実施方針

6　景観計画は、当該景観計画区域について広域基本方針が定められているときは、当該広域基本方針に基づくものでなければならない。

第九条第四項中「前条第二項第四号ロ又はハ」を「前条第二項第四号ハ又はニ」に改め、「、あらかじめ」を削り、同条第五項中「前条第二項第四号ホ」を「前条第二項第四号ヘ」に改め、「、あらかじめ」を削る。

第十条第一項及び第二項中「第八条第二項第四号ロ又はハ」を「第八条第二項第四号ハ又はニ」に改める。

第十五条第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

第十六条第七項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「第八条第二項第四号ホ」を「第八条第二項第四号ヘ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第八条第二項第四号ハ(1)」を「第八条第二項第四号ニ(1)」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第八条第二項第四号ロ」を「第八条第二項第四号ハ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第四十六条の二第四項の認可を受けた同条第一項に規定する再生協定に基づき行う行為

第十六条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　市町村である景観行政団体の長に対し、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第一項又は第二項の規定による届出がされたときは、当該届出に係る行為のうち、第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出がされたものとみなす。

第十九条第一項中「（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）」を削る。

第二十条第二項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に、「この節及び第五節」を「この章」に改める。

第二十一条第一項、第二十九条第二項及び第三十条第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

第三十六条第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同条第三項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、「、あらかじめ」を削る。

第四十六条中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

第二章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二　再生協定

第四十六条の二　景観行政団体又は景観整備推進法人は、景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められている場合においては、同条第五項第二号の事業実施方針に即して、建造物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員）と次に掲げる事項を定めた協定（以下この条及び第九十三条の二において「再生協定」という。）を締結して、景観再生事業を実施することができる。

一　再生協定の目的となる建造物（第三項第一号において「再生協定建造物」という。）

二　景観再生事業の実施に関する事項

三　再生協定を廃止することができる事由及び廃止する場合の手続

四　再生協定の有効期間

五　再生協定に違反した場合の措置

2　再生協定においては、前項各号に掲げるもののほか、景観再生事業の円滑な実施のため、普通財産（地方自治法第二百三十八条第四項に規定する普通財産をいい、前項の景観整備推進法人を指定した景観行政団体の所有に属するものに限る。以下この項及び第九十三条の二において同じ。）を時価よりも低い対価で貸付けを受けることその他の方法により景観整備推進法人が普通財産を使用すること、又は景観整備推進法人が時価よりも低い対価で譲渡を受けることに関する事項を定めることができる。

3　再生協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一　再生協定建造物の利用を不当に制限するものでないこと。

二　第一項第二号から第五号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4　景観整備推進法人が再生協定を締結しようとするときは、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

5　前節第三款（第三十六条及び第四十二条を除く。）の規定は、再生協定について準用する。この場合において、第三十七条第一項中「前条第三項」とあるのは「第四十六条の二第四項」と、第三十八条中「第三十六条第三項」とあるのは「第四十六条の二第四項」と、同条第二号中「第三十六条第二項各号」とあるのは「第四十六条の二第三項各号」と、第四十条中「第三十六条第二項及び第三項」とあるのは「第四十六条の二第三項及び第四項」と、第四十一条中「協定建造物又は協定樹木」とあるのは「第四十六条の二第一項第一号に規定する再生協定建造物」と読み替えるものとする。

第四十七条中「第八条第二項第四号ロ」を「第八条第二項第四号ハ」に改める。

第四十九条中「第八条第二項第四号ハ(1)」を「第八条第二項第四号ニ(1)」に、「同条第二項第四号ハ(1)」を「同条第二項第四号ニ(1)」に改める。